

受益権の価額

1 受益権の評価が問題となる場面

受益権は、受益債権を中核とする権利ですが、譲渡性があり（信託法 93 条 1 項本文）、相続の対象にもなる（民法 896 条本文）ので、その際の時価評価が問題になります。

2 税務上の評価方法

税務上の評価方法は、財産評価基本通達 202 によります。すなわち、受益権の時価評価は、信託財産の時価評価に等しいものとみたとうえで、受益権が元本受益権と収益受益権に分離している場合は、受益権の価額から収益受益権の価額を控除することによって元本受益権の価額を算出するものとし、収益受益権の価額は、将来に向けて受益が継続する期間の受益の総額を推算して現在価値に引き直したものとしています。

3 法務上の評価方法

(1) まず、信託の変更等における受益権取得請求（信託法 103 条）の場面では、裁判所による受益権の価格決定手続が定められています（信託法 104 条）。この受益権取得請求権に係る受託者の債務は、信託財産限定責任負担債務であり（信託法 21 条 2 項 3 号、同法 104 条 1 2 項）、受託者が受益権を取得すると当該受益権は消滅する（信託法 104 条 1 3 項）ので、この場面での受益権の価格は、信託財産の価格に等しいものと考えられます。

(2) これに対し、遺留分侵害額請求権を行使する場面等ではどうでしょうか？ 遺留分は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除して算定さ

れます（民法 1043 条 1 項）。また、「条件付きの権利又は存続期間の不確定な権利は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って、その価格を定める。」（民法 1043 条 2 項）とされています。例えば、委託者が第一受益者となる後継ぎ遺贈型受益者連続型信託の第二受益者の受益権は、「第一受益者の死亡を始期とする存続期間が不確定の権利」とみられるので、鑑定人の評価により価格を定めることが想定されます。この場面での評価方法に関しては定説がありませんが、受益権（特に、民事信託の受益権）の流動性が低いこと、受益権が所有権ではなく存続期間が不確定の受益債権を中核とする権利にとどまることから、信託財産の価額よりも減額されるのではないかという意見が見られます（加藤祐司「後継ぎ遺贈型の受益者連続信託と遺産分割及び遺留分減殺請求」判例タイムズ 1327 号 18 頁など）。また、「（信託行為において）受益者がどのような条件に基づいてどのような給付を受けるかは定められているはずであり、受益者らが受けるべき給付の内容は抽象的には確定が可能である。そこで、このように確定された受益権の給付の内容・条件に基づいて各受益権（帰属権利者については残余財産分配請求権）の評価を行い、遺留分の侵害の有無を判断することになる。」（信託法の立案担当者である村松秀樹編著概説信託法 237 頁）という意見も見られます。しかし、筆者としては、例えば、必要な時に必要な相当額を支給するような民事信託においては、相続開始時点における受益権や残余財産請求権の評価は不可能なようにも思われます。

なお、商事信託（金銭債権信託・貸付債権信託）における信託受益権の時価は、ディスカウント・キャッシュ・フロー方式（DCF法）で算定されており、将来キャッシュフローから所定の割引率をもとに現在価値が算出されています。

民事信託の組成に当たっては遺留分に配慮することが必要ですが、その際の予測可能性が担保されるためには、受益権の評価方法が確立されることが望まれます。（弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事）